

シン・企業年金レポート

2024年12月24日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第9回>

確定拠出年金の税制改正について
— 令和7年度税制改正大綱から —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第9回目では、2024年12月20日に公表された「令和7年度税制改正大綱」のうち確定拠出年金（企業型 DC・iDeCo）に関する税制上の措置について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

確定拠出年金の税制改正について

— 令和7年度税制改正大綱から —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|---------------------|
| 1 はじめに |
| 2 確定拠出年金に関する税制改正 |
| 3 年金に関する税制改正の今後の方向性 |
| 4 おわりに |

1. はじめに

2024年12月20日、与党（自由民主党・公明党）は「令和7年度税制改正大綱」を公表した。本稿では、当該大綱のうち確定拠出年金（企業型年金（以下「企業型DC」）・個人型年金（以下「iDeCo」））に関する税制上の措置について解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 確定拠出年金に関する税制改正

確定拠出年金については、確定拠出年金法等の改正を前提に、下記の見直しが行われた後も現行の税制上の措置を適用する旨が明記された。

（1）企業型DCの拠出限度額の引上げ

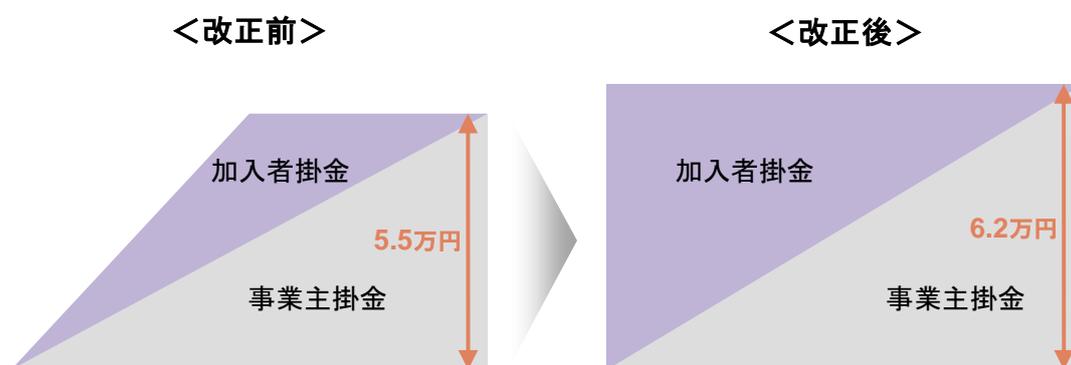
企業型DCの拠出限度額については、賃金上昇の状況を勘案し、月額7千円の引上げを行うこととされた。具体的には、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、確定給付企業年金制度の加入者は「月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額）を控除した額」とされた。

(2) マッチング拠出における労使折半要件の廃止

企業型DCにおけるマッチング拠出（企業型年金加入者掛金）には、①事業主掛金とマッチング拠出の総額が拠出限度額を超えないこと¹、②マッチング拠出の額が事業主掛金の額を超えないこと²、という2つの要件があるが、今般、このうち②の要件が廃止されることとなった。

前出(1)の企業型DCの拠出限度額の引上げと合わせたマッチング拠出の改正のイメージは、図表1の通りである。

図表1 マッチング拠出における労使折半要件の廃止



(出所)「令和7年度税制改正大綱」等を基に筆者作成

(3) iDeCoの拠出限度額の引上げ

iDeCoの拠出限度額については、勤務先における企業年金の設置の有無あるいは形態の差異にかかわらず、継続的かつ平等に資産形成をできる環境の整備を進める観点から、下記の通り引上げることとされた。とりわけ、第2号被保険者（会社員・公務員等）の拠出限度額にはいわゆる「穴埋め型」³の考え方が取り入れられたことから、従前に比べて大幅な引上げとなった。

- ・第1号被保険者：月額7.5万円⁴
- ・企業年金加入者：月額6.2万円から他制度掛金相当額および企業型DCの掛金額を控除した額
- ・企業年金に未加入の者（第1号・第3号被保険者を除く）：月額6.2万円

¹ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第20条。

² 確定拠出年金法第4条第1項第3号の2。

³ 共通の非課税限度枠を設定し、当該共通枠から企業年金等への掛金拠出を控除した分について個人拠出を認める方法。今般の改正では企業型DCの拠出限度額（月額6.2万円）が共通枠となり、企業年金等への拠出額が低いほどiDeCoへの拠出可能額が増えることとなる。

⁴ 併せて、国民年金基金の掛金額の上限も月額7.5万円に引上げることとされた。

また、iDeCo の加入可能年齢の引上げに伴い新たに加入対象となる者⁵の拠出限度額は、月額 6.2 万円とされた。

iDeCo の拠出限度額の引上げの全体像は、図表 2 の通りである。なお、今般の税制改正大綱では、第 3 号被保険者および任意加入被保険者の拠出限度額については言及されていない。同様に、第 2 号被保険者のうち共済加入者についても特段の言及はないものの、前述の企業年金加入者と同様の取扱いになるものと推察される。

図表 2 iDeCo の拠出限度額の改正

		改正前	改正後
第1号加入者（自営業者・学生等）		月額6.8万円 ^{※3}	月額7.5万円 ^{※3}
第2号加入者 （会社員・公務員等）	企業年金を実施せず	月額2.3万円	月額6.2万円
	企業型DCのみ加入	月額5.5万円から企業型DCの 事業主掛金額を控除した額 【上限：2.0万円】	月額6.2万円から他制度掛金 相当額および企業型DCの事 業主掛金額を控除した額
	企業型DCおよびDB ^{※1} に加入	月額5.5万円から他制度掛金 相当額および企業型DCの事 業主掛金額を控除した額 【上限：2.0万円】	
DB等 ^{※2} のみ加入	月額5.5万円から他制度掛金 相当額を控除した額 【上限：2.0万円】		
第3号加入者（専業主婦（夫）等）		月額2.3万円	月額2.3万円 ^{※4}
第4号加入者（任意加入被保険者・海外居住者等）		月額6.8万円	月額6.8万円 ^{※4}
60歳以上70歳未満の継続加入者等		——	月額6.2万円

※1 確定給付企業年金（DB）に加えて、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済および石炭鉱業年金基金を含む。

※2 上記※1に加えて、国家公務員共済組合および地方公務員共済組合を含む。

※3 国民年金基金および付加年金と限度枠を共有。

※4 税制改正大綱において言及が無いため、従前から変更が無いものとみなす。

（出所）「令和7年度税制改正大綱」等を基に筆者作成

（4）老齢給付金を一時金で受給する際の退職所得控除の取扱い

退職所得については、前年以前4年内⁶に他の退職手当等の支払を受けている場合には、退職所得控除額の計算において勤続期間等の重複を排除（過去に支払を受けた退職手当等と退職所得控除の枠を共有）することとされている。

今般の改正では、過去に確定拠出年金の老齢給付金を一時金として支払を受

⁵ 60歳以上70歳未満であって現行のiDeCoに加入できない者のうち、iDeCoの加入者・運用指図者であった者または私的年金の資産をiDeCoに移換できる者であって、老齢基礎年金およびiDeCoの老齢給付金を受給していない者。

⁶ 前年以前4年内とは、「退職日あるいは支払日の属する年の前年から4暦年内」を意味する。例えば、2025年3月末に退職手当等の支払を受ける場合、2025年の前年から4暦年すなわち2021年（1月1日）から2024年（12月31日）までを指す。

けている場合には、前年以前 4 年以内を「前年以前 9 年以内」と読み替えて勤続期間等の重複を排除することとされた（2026（令和 8）年分の所得から実施）。

なお、税制改正大綱では、「包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる」と明記されており⁷、今般の措置は給付時課税の徹底を企図したものと推察される。

（5）その他

いわゆる「103 万円の壁」の引上げの一環として、基礎控除や給与所得控除をはじめとした各種所得控除について、控除額あるいは合計所得金額要件の引上げが 2025（令和 7）年分の所得から実施することとされた。

3. 年金に関する税制改正の今後の方向性

今般の税制改正大綱では、前出 2. で解説した改正事項だけでなく、年金税制の改正に関する論点および今後の方向性についても幅広く言及されている。

私的年金等の税制については、「働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる」としており、確定拠出年金の拠出限度額の考え方については、「各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し結論を得る」と明記されている⁸。

また、給付時課税のあり方については、「一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではない」「退職所得課税について、勤続年数が 20 年を超えると 1 年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していない」などの指摘を踏まえ、拠出・運用・給付の各段階を通じて適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直し施策として、「各種私的年金の共通の非課税拠出枠」や「個人退職年金勘定」の設定等の議論も参考にしながら具体案の検討を進めると明記されている⁹。

公的年金等を含めた課税の在り方については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用され、同じ収入額でも「給与収入のみの者」と「給与収入と公的年金等を有する者」との税負担の公平性の確保に向けた税負担額の調整を行うとしている。具体的には、「給与所得控除と公的年金等控除

⁷ 「令和 7 年度税制改正大綱」 p. 11

⁸ 「令和 7 年度税制改正大綱」 pp. 9-10

⁹ 「令和 7 年度税制改正大綱」 p. 10

の合計額の上限を 280 万円とし、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえて、2026（令和 8）年度税制改正において法制化を行う」と明記されている¹⁰。

最後に、与党の税制改正大綱の「第三 検討事項」の冒頭では、年金課税について毎年言及しており、今回は、「年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成 30 年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する」と明記されている¹¹。もっとも、「検討事項」に記載される内容は毎年ほぼ同一の文言であり、具体的な検討時期等については一切言及されないのが通例である。

4. おわりに

私的年金の改正事項のうち税制優遇を伴う項目は、税当局あるいは政府・与党での税制協議の結果に委ねるしかないのが歯がゆいところだが、今回は、ここ数年来の動き（資産所得倍増プランおよび資産運用立国実現プランの策定 etc）が後押しとなったのか、結果的には確定拠出年金の拠出限度額の引上げが約 10 年ぶりに実現した。今般の税制改正大綱の公表と、2024 年内に予定されている社会保障審議会企業年金・個人年金部会での最終取りまとめ（「議論の整理」）の公表を受けて、5 年に 1 度の私的年金の制度改革はいよいよ法令等の作成段階に移行する。

一方、今般の確定拠出年金の拠出限度額の引上げに係る施行期日は、現時点では不明である。改正法案が来年 2025 年の通常国会に提出され可決・成立した場合、施行期日は早くも 2025 年 10 月あるいは 2026 年 4 月頃、システム改修等を伴う場合は施行期日が更にずれ込む可能性がある。施行期日を含めた改正内容が法令・通達等ではどのように規定されるのか、引き続き注視する必要がある。

<参考文献>

「令和 7 年度税制改正大綱」2024 年 12 月 20 日公表
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

¹⁰ 「令和 7 年度税制改正大綱」 p. 10-11

¹¹ 「令和 7 年度税制改正大綱」 p. 106